

【飯塚市産後ケア事業実施のお願い】 （産後ケア事業提供施設ご担当者様へ）

平素より、母子保健事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。飯塚市では、令和6年4月1日より「産後ケア事業」の委託施設外利用における助成を実施しております。指定医療機関以外（業務委託契約を締結していない医療機関）で産後ケアを受けられた場合には、償還払いにて対応させていただきます。産後ケアの内容は次の通りです。

お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

【対象者】

- ・医療行為の必要のない産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
- ・利用日において飯塚市に住民票を有するもの

【サービス等詳細】※提供時間は利用者の希望をふまえて変更可能

サービス名	回数上限	食事回数	提供時間（目安）
ショートステイ （宿泊型）	7泊	3食	初日の午前10時以前から 最終日の午前10時以降
デイケア （通所日帰り型）	7日	1食	午前9時から午後5時まで
デイケア母乳育児 相談	1回	なし	1時間以上
アウトリーチ （訪問型）	3回	なし	2時間以上

【サービス内容】

- ◎問診（お子さんの発育発達、生活環境、授乳など育児に関することなど）
- ◎生活指導、乳房トラブルに関する助言、お子さんの発育・発達に関する相談及び助言等
- ◎必要と判断された場合に実施（飯塚市ホームページよりダウンロード可能です）

こころの健康チェック

- I 育児支援チェックリスト
- II 赤ちゃんへの気持ち（ボンディング）質問票
- III エジンバラ産後うつ（EPDS）質問票

【利用の流れについて】

- ①利用者が持参される「飯塚市産後ケア事業実施結果報告書」をご確認ください。
- ②利用者が希望するサービスを提供し、実施結果報告書、親子（母子）健康手帳の産後ケア事業利用のページに利用日等を記載ください。
- ③実施後、早急な支援が必要な産婦と判断された場合は、飯塚市へ連絡または実施結果報告書の「市担当者への連絡事項」への記載をお願いします。
- ④施設が定めるサービスの利用料を利用者が支払い後、「領収書」「実施結果報告書」を利用者へお渡しください。

【費用】

施設が定める費用を利用者に全額自己負担にて支払いいただきます。利用者の申請に基づき、支払った利用料と、市が定める上限額を比較し、少ない額を助成する償還払い対応です。